

改正

平成30年2月9日告示第7号

令和3年3月31日告示第41号

令和4年6月2日告示第41号

芦屋町ホームページ広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 芦屋町有料広告掲載規則(平成22年規則第29号。以下「規則」という。)第2条に規定する、芦屋町ホームページ(以下「町ホームページ」という。)への広告掲載に関し必要な事項は、規則に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(広告の種類)

第2条 広告の種類は、画像をクリックすることによってリンク先のページを表示させるバナー広告とする。

(広告の範囲)

第3条 バナー広告及びそのリンク先のページの内容が、規則第3条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、掲載しない。

- (1) 町ホームページに広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)でない者のホームページであるもの
- (2) 青少年の保護又は健全育成の趣旨に反するもの
- (3) 芦屋町又は他の地方自治体が広告対象を推奨しているかのような表現のもの
- (4) 悪質商法など社会問題となっている事例の多いものなどで消費者保護の観点から適切でないもの
- (5) 投機的 content 又は射幸心を著しくあおる content であるもの
- (6) 誇大表示、不当表示又は表現方法などが不適切なもの
- (7) 比較広告であるもの

(広告の掲載位置等)

第4条 広告を掲載する位置は、町ホームページのトップページで町が指定した位置とする。

2 広告の掲載可能枠数は、8枠以下とする。

3 前項の規定にかかわらず、広告掲載希望者の数が同項に規定する枠数を超えるときは、バナーの増設により広告掲載を行うことができるものとする。

(広告の規格)

第5条 広告1枠の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦50ピクセル×横190ピクセル
- (2) 形式 GIF、JPEG、PNG
- (3) データ容量 10KB以下

(禁止表現)

第6条 次のバナー広告は、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解や不快感を与えたりするおそれがあるため禁止とする。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク

- (3) ラジオボタン
- (4) テキストボックス（入力できるように見えるもの）
- (5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）
- (6) 高速振動、高速点滅イメージ
- (7) コントラストの強い画面の反転表示が継続するもの
- (8) ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同されるおそれのある表現、色調又は書体を使用するもの
- (9) アニメーションG I F及びF L A S Hを用いた表現
（広告の掲載期間）

第7条 広告の掲載期間は、原則として、各月の1日から末日までの1ヶ月単位とし、連続する掲載期間は最長12ヶ月とする。ただし、更新を妨げない。

（広告掲載期間内の障害の発生等）

第8条 広告掲載期間内に、町ホームページのサーバー等のメンテナンス以外の理由で24時間以上町ホームページを閉鎖したときは、閉鎖時間24時間を1日として、広告掲載期間の延長を行うことができる。

2 前項の場合において、閉鎖時間が24時間に満たないとき、町は責任を負わないものとする。

（広告掲載の申込み）

第9条 申込者は、掲載希望月の前月（以下「前月」という。）の1日（1日が土曜日、日曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）の場合は、その直前の平日）までに、芦屋町ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）に規則第7条に規定する広告の原案（電子データを含む。）を添えて、申し込むものとする。

（掲載の決定等）

第10条 町長は、規則第8条に規定する決定をしたときは、すみやかに芦屋町ホームページ広告掲載決定通知書（様式第2号）により、申込者に通知するものとし、芦屋町ホームページ広告掲載承諾書（様式第3号）をもって契約締結を行うものとする。

（広告掲載料）

第11条 広告掲載料は、1枠1ヶ月あたり5千円とし、12ヶ月連続して掲載する場合は、1枠5万円とする。

2 前項の広告掲載料には消費税及び地方消費税を含む。

3 前条の規定により広告掲載の決定を受けたものは、広告掲載料を前月の25日（25日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、その直前の平日）までに一括して納入するものとする。

（疑義等）

第12条 この要綱に定めのない事項又は疑義が生じたときは、協議の上、決定するものとする。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成23年2月1日以後のホームページへの掲載から適用する。

附 則（平成30年2月9日告示第7号）

（施行期日）

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 この告示の施行の日前においても、必要な準備行為をすることができる。

附 則（令和3年3月31日告示第41号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和4年6月2日告示第63号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公示の日から施行し、令和4年4月1日以後のホームページ掲載から適用する。

（経過措置）

- 2 令和4年3月31日までに第10条に基づく契約締結を行った広告については、当該契約期間の満了までは、改正前の芦屋町ホームページ広告掲載要綱によるものとする。

芦屋町ホームページ広告掲載申込書

年 月 日

芦屋町長 様

「芦屋町ホームページ」に広告を掲載したいので、次のとおり申し込みます。

広告掲載申込者	所在地（住所）	〒 -		
	名称			
	代表者職氏名			
	担当者氏名			
	連絡先	TEL		
		FAX		
		Eメール		
業種				
掲載希望期間	年 月 1日～ 年 月 末日（計 月掲載）			
掲載内容	※リンク先のアドレス＝ （内容審査のため、掲載広告案を添付してください。大きさは縦50ピクセル×横190ピクセル、形式はGIF・JPEG・PNG、容量は10KB以下）			
その他	1. 次の項目に該当する場合は、記号に○をつけてください。 ア. 食品衛生法（昭和22年法律第233号）による営業許可を得ている。 イ. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）による営業許可を得ている。 2. 芦屋町有料広告掲載規則（平成22年規則第29号）及び芦屋町ホームページ広告掲載要綱（平成22年芦屋町告示第107号）を遵守します。			

※申込締切 掲載を希望する月の前月1日までに、芦屋町ホームページ所管課に提出してください。

第 号
年 月 日

様

芦屋町長

印

芦屋町ホームページ広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申し込みいただきました芦屋町ホームページへの有料広告の掲載につきまして、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

掲載する

広告掲載期間	年 月 1 日 ~ 年 月 末日
広告掲載料	円 (月分)
掲載料納付期限	年 月 日 ()
同封書類	領収済通知書、掲載原稿レイアウト及び芦屋町ホームページ広告掲載承諾書(様式第3号)

※ 同封した領収済通知書により、指定された納入場所で納付してください。

指定された納入場所以外での納付や口座振込の場合の手数料は、貴社(団体)負担でお願いします。

※ また、別紙のとおり、芦屋町ホームページ広告掲載承諾書をもって契約締結を行いますので、記名の上、提出してください。

掲載しない

(不掲載の理由)

芦屋町長 様

住所（所在地）
氏名（名称等）

芦屋町ホームページ広告掲載承諾書

芦屋町ホームページ広告掲載要綱（平成22年告示第107号）第10条の規定により、
次のとおり承諾します。

記

広告掲載期間	年 月 1日 ～ 年 月 末日（計 月掲載）
広告掲載料	円（ 月分）
掲載料納付期限	年 月 日（ ）
リンク先のURL	
備考	

広告の掲載にあたり、次のとおり誓約します。

- 1 この承諾書の記載内容は事実と相違ありません。
- 2 広告掲載料は納付期限までに支払います。
- 3 広告の内容等に関し、法令等に違反する事実は一切ありません。
- 4 芦屋町有料広告掲載規則（平成22年規則第29号）第11条第1項の各号のいずれかに該当することとなったときは、広告掲載を取り消されても異議はありません。
- 5 広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負います。